

## 第3回 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会議事録（要旨）

日 時 平成22年7月26日（月） 午前10時00分～正午

会 場 熊本市市民会館 第9会議室

出席者 坂本秀徳委員、徳永理映委員、柳楽雅子委員、渡邊栄文委員、坂本孝広委員

事務局	<p>1 開会</p> <p>ただ今から、「第3回熊本市公的オンブズマン条例検討委員会」を開会いたします。</p> <p>2 議事</p> <p>それでは、まず、議事に入ります前に配布しております資料の確認をお願いします。</p> <p>（配布資料確認）</p> <p>第2回検討委員会議事録、第1回検討委員会議事録修正表、課題整理分類表、検討票、日額報酬の考え方、第2回検討委員会での質問についてを配布しております。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきたいと思いますので、渡邊委員長に議事進行をお願いします。</p>
渡邊委員長	<p>それでは、「第3回熊本市公的オンブズマン条例検討委員会」を開催いたします。</p> <p>また、本日の会議も前回同様、12時には終了の予定となっておりますので、よろしくをお願いします。また、傍聴人の方々につきましては、配布しております傍聴券に記載してありますように、賛否の表明を行わない等、よろしくをお願いします。</p> <p>まず、前回の委員会の議事についてですが、事務局の方で議事録を作成しております。私を含め、各委員にも事前に配布してあるかと思いますが、各自で確認をお願いし、文言等の修正が必要な箇所がございましたら、事務局に申し出いただくようお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議事に入らせていただきます。前回の第2回の会議で、新たに論点がございまして、まずこの論点について先に整理したいと思います。その後、新たな論点が示されなかった項目について確認してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）</p> <p>それでは、論点整理された項目ごとの追加検討票に従い、確認を行うこととします。項目ごとに事務局から前回議事内容の説明を受けた後、確認を行ってまいります。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、資料3をお願いします。第2回検討委員会における検討課題整理分類表です。新たな論点の方向性が整理された検討項目が8項目、新たな論点の意見が出された項目が3項目、新たな論点の意見が無かった項目については9項目に分類しております。項目毎の再検討票としまして4ページをお願いします。</p> <p>オンブズマン制度の設置目的です。新たな論点として、</p> <p>①オンブズマン制度の目的として「市政に関する苦情を簡易・迅速に処理し」とあるが、「簡易」という文言が簡単な処理と誤解を招くおそれがあるのではないか。</p> <p>②オンブズマン制度の目的のひとつとして「倫理観を持った市政運営」が必要ではないか。</p> <p>ということでしたが、このことにつきましては、前回条例記載案として、市政に関する苦情を迅速に処理し、市政を監視しという部分で簡易の部分を外すということ、次の倫理観につきましては、「倫理観を持った市政運営は明文化しないが、倫理観は、市政運営全般について重要な概念のご意見とさせていただきたいと考えております。</p>
渡邊委員長	<p>オンブズマンの設置目的ですが、いかがでしょうか。簡易ということと倫理観という文言は条例素案から外すということですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、次をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページのオンブズマンの職務です。前の設置目的と関連はしております。</p> <p>オンブズマンの職務として「市民の市政に関する苦情を調査し、簡易・迅速に処理する」とあるが、「簡易」という文言が簡単な処理と誤解を招くおそれがある。ということで、条例記載案としましてオンブズマンの職務5項目を挙げておりますが、市民の市政に関する苦情を調査し、迅速に処理することと記載しております。</p>
渡邊委員長	<p>先ほどと同様、「簡易」という文言は誤解を招くおそれがあるということで、条例素案から外すということでよろしいでしょうか。</p>
柳楽委員	<p>条例記載案の2番目の自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること3番目、市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告することとありますが、札幌市のオンブズマン条例では、常に市政を監視し、自己の発意に基づき、市の業務に関し事案を取り上げ調査すること。市の業務に関し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、及び制度の改善を求める意見を</p>

	<p>表明することとあります。少なくとも（２）（３）のところは、札幌市を参考にして常に市政を監視し、自己の発意に基づき、市の業務に関し事案を取り上げ調査することとした方がわかりやすいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>只今、柳楽委員のご意見で、市政を監視しという取扱いの問題かと思われる。わかりやすい表現として検討させていただきたいと思います。</p>
渡邊委員長	<p>また、条例素案の際に検討したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、次 6 ページです。</p>
事務局	<p>オンブズマンの職務における管轄です。新たに示された論点としまして、オンブズマンの調査の管轄外とする事項で、「オンブズマンの行為に関する事項」とあるが、行為の範囲が不明確である。このことにつきましては、オンブズマンの調査の管轄外とする事項は、5 項目あります。その内、熊本市情報公開・個人情報保護審査会委員の職務に関する事項とオンブズマンの職務に関する事項では職務という文言にしております。</p>
渡邊委員長	<p>いかがでしょうか。オンブズマンの職務に関する事項ですが、よろしいでしょうか。それでは次の 7 ページです。</p>
事務局	<p>オンブズマンの責務です。新たに示された論点としまして、オンブズマンの責務に「市の機関との有機的連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努める」とあるが、有機的の表現が理解しづらい。「緊密」等のわかりやすい表現にするべきではないか。条例記載案では、中立的な立場という文言を入れております。2 番目は、市の機関と連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めると整理しております。これにつきましては、「緊密」等の文言は、中立的な立場であるオンブズマンと執行機関は、一定の距離感が必要であるということで削除させていただき、「市の機関と連携を図り」としております。</p>
渡邊委員長	<p>「市の機関と連携を図り」ということですが、よろしいでしょうか。それでは、次の 8 ページです。</p>
事務局	<p>市の機関等の責務です。新たに示された論点としまして、オンブズマン制度においては、同制度の市民への周知は非常に重要であるため、条文等において記載する必要はないのか。前回の整理の方向性ですが、オンブズマン制度の周知は、条例・規則には明文化しないが、非常に重要と認識しており、他都市の事例なども参考に運用面の課題として同制度の周知に努力していくということです。他都市における事例も参考にしております。</p>
渡邊委員長	<p>周知は、条例では明文化しないが、周知の徹底を図っていくということですが、よろしいでしょうか。それでは、次の 9 ページです。</p>

事務局	<p>オンブズマンの守るべき事項です。新たに示された論点は、オンブズマンは公平中立の立場で職務を行わなければならない。このことは、重要であり、オンブズマンが守るべき義務として条例に記載する必要があるのではないか。前回の整理の方向性ですが、条例記載案として市民の権利利益の擁護者として、「中立的な立場で」というこの文言をいれまして、次の「市の機関と連携を図り」という文言に変えさせていただきました。</p>
渡邊委員長	<p>オンブズマンの守るべき事項ですが、「中立的な立場で」と「市の機関と連携を図り」ということですが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次にいきます。</p>
事務局	<p>オンブズマンの人数等です。第1回検討委員会において、新たに示された論点は、運用面の配慮として、オンブズマンの職務にふさわしい報酬は支払う必要があるが、非常勤特別職の場合は、月額か日額かという問題が生じる。オンブズマンの具体的職務内容により報酬に関する検討を行う必要がある。第2回検討委員会において示された方向性は、オンブズマンの報酬の支払い方法は、現在の他の非常勤特別職の報酬が日額を基本とする方向であることを考慮し、日額とする。オンブズマンの報酬額は、日額ではあるが、出勤日以外の業務量を考慮し、その業務に相当する額を支払う必要がある。これにつきましては、参考資料としまして、資料4として日額報酬の考え方を添付しております。前回、ご質問の中で、日額の報酬につきましては、条例の中で30,000円以内ということでしたが、業務の実態に応じてどのような形での支払い方法となるのかという質問もありました。これにつきましては、日額報酬は1日1回の業務に就くことで発生することになりますので、一定時間の就労の規定はございません。</p> <p>勤務時間については、あくまでも非常勤なので、常勤職員の勤務時間の4分の3を越えてはいけません。報酬額については、まず日額10,000円で検討し、次に「医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要がある場合」に該当するか検討する。該当の場合は30,000円以内で設定することとなります。今、設定されているのは、報酬額（月額・日額）で記載されておりますが、日額でいきますと競輪場内取締委員が20,000円となっておりますが、具体的には指揮長が20,000円、隊員は16,500円となっております。報酬月額490,000円以内となる国際交流委員等につきましては、国際化協会等基準が設けられておりますので、手取りでは約300,000円程度となっております。また職員健康管理専門医は400,000円以内ということで、あくまでもこの金額を超えない範囲での報酬となっております。</p>

渡邊委員長	<p>この委員会では、オンブズマンに対して支払われる報酬ですが、日額という方向で整理しました。ただし、日額ではあるが、出勤日以外の業務量を考慮する必要があるという方向性ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>はい、では次にいきたいと思います。</p>
事務局	<p>オンブズマンの構成です。新たに示された論点としまして、代表オンブズマン制度を採用するか。オンブズマンの職務の処理において、原則独任制とし、勧告・意見表明その他市政に関する重要案件については、合議制で行うというような運用課題は、職務方針として大変重要なことであるため、条例記載の必要があるのではないか。前回の整理する方向性として、</p> <p>①オンブズマンのうち、一人を代表オンブズマンとする。</p> <p>②次に掲げる事項を協議するため、オンブズマン会議を設ける。</p> <p>としまして4項目挙げております。オンブズマンに対して合議制はこの区分であり、その他は独任制であるとの条例解釈をお願いいたします。</p>
渡邊委員長	<p>複数のオンブズマンですので、一人を代表オンブズマンとする。会議を設けるということで4項目ですが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、前回の検討委員会でNo.15～No.26の12項目につきまして新たなご意見をいただいた項目の論点整理を行います。それでは項目ごとをお願いします。</p>
事務局	<p>それでは13ページをお願いします。苦情の申立て手続きです。新たに示された論点として、申立手続きにおける記載事項の中で、「他の制度での手続きの有無とする」は、表記が曖昧であり明確な表記が必要ではないか。</p> <p>事務局案として「他の制度での手続きの有無」を削除し、「その他規則で定める事項」を追加させていただきます。また規則において、「その他規則で定める事項は、他の制度での手続きの有無に関する事項とする」と規定するとともに、規定する申請書様式の中で、市民相談、請願・陳情、監査委員、直接請求、行政不服審査、行政事件訴訟、その他を記載することでご理解いただきたいと思います。裏面をご覧くださいなのですが、規則の中に、苦情申立書の様式を入れる必要があると思います。その中で他の制度での手続きが行っているかどうかの判断が可能であるかと考えます。他都市の例におきましても、同様に規則の中で定めており、内容が明確になるかと思われます。</p>
渡邊委員長	<p>苦情の申立てですが、「他の制度での手続きの有無」の表現がわかりにくいことから「その他規則で定める事項」という表現にすること、また、そのことは裏面の苦情申立書の中で他の制度への手続きの有無のチェックをするということですが、いかがでしょうか。</p>

徳永委員	苦情申立書ですが、どこに添付されるのでしょうか。
事務局	規則の中で、様式として入れたいと思います。
渡邊委員長	様式1号のような形でしょうか。
事務局	はい、様式として定めたいと思います。
徳永委員	できるだけわかりやすくお願いします。
渡邊委員長	その他のところはチェックするだけで、具体的に記入はしないのでしょうか。
事務局	ヒアリング等で確認できるため、申立書はチェックのみです。
渡邊委員長	その他の件ですが、いかがでしょうか。
坂本（秀）委員	条例案そのものについて他の制度では支障がありますという明確な表現の案としていましたが、それを「その他規則で定める事項」とするとどのような事項かわかりにくいと思います。「その他規則で定める手続きの有無」の方がわかりやすいのではないのでしょうか。事務的な事ですが、規則を全部みないとわからない状態になるので、代表例を挙げたうえで詳しいことは規則にありますというような表現の方がいいと思います。
渡邊委員長	その方がわかりやすいようです。
事務局	代表例をあげまして「その他規則で定める手続きの有無」の案で整理したいと思います。
坂本（秀）委員	苦情申立書ですが、調停や異議有等は、受け付けの段階では記載できないのではないのでしょうか。ヒントになるようなものは、できるだけあった方がいいのではないかと思います。その他の手引書等あったらいいと思います。
坂本（孝）委員	手引書は作成したいと思います。この申請を提出される時、ご理解頂けない方が多いと思われます。 ここは十分ヒアリングをしてチェックを入れる必要があると思います。記載されてなくても受付をして、ヒアリングをする。「その他」の部分は、もっとわかりやすくした方がいいと思います。
徳永委員	言葉的に「行政不服」「行政事件」とは、どう違うのでしょうか？
渡邊委員長	違いですが、いかがでしょうか。
坂本（孝）委員	そうなると同じように請願と陳情もどう違うのかということでは、わからないようです。
坂本（秀）委員	市民相談は、いいのでしょうか。
事務局	市民相談はどういった苦情、どういった要望等かデータを取っています。

渡邊委員長	<p>その他というのは、審査会への意義申立でも入りますね。</p> <p>わかりやすくするというので、よろしいでしょうか。それでは次にいきます。</p>
事務局	<p>調査に際しての関係者への通知ですが、調査を開始するとき、苦情申立人に対する通知が必要ではないのかというご指摘がありました。ご指摘のとおり、調査開始が決定したことが明確になることから苦情申立人への通知を行うこととしました。</p>
渡邊委員長	<p>いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次にいきます。</p>
事務局	<p>措置状況の報告です。是正・勧告措置に対する報告義務と報告期限は条例化されているが、意見表明についての市の機関の対応は必要ないのか。事務局の条例記載案としまして、オンブズマンは、勧告したとき又は意見表明したときは、市の機関に対しその是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。市の機関は、勧告又は意見表明があった場合、勧告、意見表明を受けた日の翌日から起算して60日以内にオンブズマンに対し是正等又は改善の措置の状況について報告するものとする。また、この場合において、是正等の措置を講ずること又は制度の改善を行うことができない特別な理由があるときは、当該理由を報告しなければならないとしております。</p>
渡邊委員長	<p>意見表明につきましては、言う・聞くだけではなく何らかのレスポンスは必要ではないかと思えます。条例素案につきましては、今の文言でいいかと思われま。ただ、意見表明につきましては、制度の変更等ありますので、簡単にはできないところでもあります。</p>
坂本（孝）委員	<p>「オンブズマンに対し市の機関に対し是正等又は」の等が入る位置がおかしいかと思えます。意味があればいいのですが。是正又は改善等であるといいのかもしれませんが、そのまま、前回の「是正等」の文言が残っているのではないかと思えます。</p>
事務局	<p>使い方を調べまして検討します。</p>
渡邊委員長	<p>それでは、これまで委員会でまとめました方向性の整理ですが、よろしいでしょうか。是正等につきましては再度検討するという事です。また、新たに検討すべき点があったら、ご教示ください。</p> <p>では、次に第2回検討委員会で新たな論点の意見が無かった項目の確認です。</p>
事務局	<p>その前に最終ページのその他の項目のご質問等の回答です。見直し条例について、条例に入れることができるのかということですが、積み残しの課題がある場合や将来の状況に変化が予想される制度に認められるものであり、熊本市として見直し条例を入れる基準はありませんが、熊本市の自</p>

	<p>治基本条例としては、始めて例外として認められたものです。今回のオンブズマン条例については、オンブズマンの組織や職務等に関して規定する内容となっており、上記で規定する制度にはあたらないと考えております。本来条例は見直すべき時に見直すものであるため、見直し条項の必要性は無いと考えられます。法律における見直し条項についての考え方としましては、見直し条項は、近年、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、それに適時適切に対応した法律制度でなければならないという考え方から、法律などで見受けられるようになってきている。政府は、このような規定がなくても、法律を取り巻く状況を踏まえて、必要があれば法律改正案を提出することができるし、むしろ責務であると考えられるので、いわゆる検討条項は、特段の法律効果を持つものではなく入念的に設けられているものといえるが、立法権者である国会の意思として、時期の目途を示して政府に検討の義務付けをするという意味を持つものと思われます。</p> <p>次に、検討票No.8の「地方行政」という文言についての言葉の使い方ですが、「地方行政」を「自治行政」とする場合、「自治」という言葉は、地方自治以外の意味も考えられます。また、法令関係では、「地方行政」が用いられていますので、言葉としましては「地方行政」でお願いしたいと思います。</p>
渡邊委員長	第2回検討委員会で出ました、見直し条項ですが、いかがでしょうか。
柳楽委員	自治基本条例の中では「見直し条項」は入っているが、見直したいときは自治基本条例をもとに見直すのでしょうか。
事務局	条例として成り立っていますので、オンブズマン条例の見直しが必要なときは見直します。
渡邊委員長	<p>自治基本条例で「見直し条項」が入った経緯については、私は承知しておりませんが、制度が時代に合わなくなれば、見直すことになるかと思われることから、見直し条項を条例に入れる必要はないかと思われます。</p> <p>「地方行政」は法令用語として用いられています。</p>
徳永委員	見直す時期ですが、実際見直された市があったのでしょうか。
渡邊委員長	川崎市は人数を減らしたときに見直しをされています。めまぐるしい社会でもあり、新しく制度を見直しするという意味はあると思います。よろしいでしょうか。それでは、意見がなかった項目です。
事務局	No.15 苦情の申立てについてですが、苦情申立てを行う者の要件は何かということです。条例記載案としましては、何人もオンブズマンに対し、市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為について苦情を申立てることができるとしています。



徳永委員	「何人」という言葉はいいのですが、「業務執行」という言葉は市民からすると高尚な行政的な言葉であり限定されたイメージが感じられます。「業務遂行」の方がいいような感じがします。
事務局	行われた行為という意味になりますので、「遂行」になると別の意味かと思われまます。あくまでも市民の方が苦情を申し立てられた場合、行われた行為として捉えます。文言は検討したいと思います。
渡邊委員長	厳密な違いはわかりにくいのですが、法律的には、「執行」の方がいいようです。
坂本（秀）委員	基本的には、市議会議員も職員も市長も市政を行うこととなっています。法律用語では執行を使います。
事務局	周知を行う際には、わかりやすい表現にしたいと思います。
渡邊委員長	よろしいでしょうか。それではNo.17です。
事務局	調査の対象外事項です。調査の対象外とする事項は何か。申立人の利害関係を有する解釈の範囲をどこまで認めるか。事実発生からどの程度経過したものまで調査するかを論点としておりました。条例記載案としまして、管轄の除外事項に該当した場合。申立人が自身の利害を有しない場合。事実発生日から1年以上経過しているとき。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。調査が相当でないと認められるとき。運用面の課題としまして、利害関係の有無については、広く柔軟に解釈する必要があるが、オンブズマンの判断に委ねることとなるということで方向性を示させていただきました。
渡邊委員長	利害関係に有するものは、裁判ではありませんので、広く柔軟に解釈しオンブズマンの判断に委ねるということではいかがでしょうか。
徳永委員	事実発生から1年以上経過しているとき、ただし、正当な理由がある場合はこの限りでないといあります。熊本市として市民に優しい文言であり、とてもいいと思います。
事務局	当然、理由があれば1年以上経過していても調査の対象になるとしております。
渡邊委員長	それではNo.18です。
事務局	調査の中止です。調査の中止規定は必要かということですが、条例記載案としましては、調査を開始した後においても、必要がないと認めるときは調査を中止することができるということで方向性は了承していただいたものと考えます。
渡邊委員長	よろしいでしょうか。それではNo.20です。
事務局	調査の方法です。市の機関に対する調査権はどのようなものか。調査に際して市の機関以外（関係者等）に対して必要とすることは何か。という

	<p>ことで、条例記載案としましては、市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を求め又は実施調査できる。関係人、関係機関に対し質問し事情を聴取し又は実施調査の協力を求めることができる。専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。</p> <p>運用面の課題としましては、オンブズマンは職権として市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、提出させることができるが、その際、個人情報については、取扱に慎重を期し、最大限の配慮をすることが必要である。関係人は、申立人との利害関係が発生する第三者（個人・法人）、関係機関は、県、国、独立行政法人等の機関と考えられるとしております。</p>
渡邊委員長	<p>オンブズマンの調査権の内容、市の機関以外に対しての依頼についてです。</p>
徳永委員	<p>関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実施調査の協力を求めることができるとあります。市の機関に対しては、書類の提出を求めているのですが、関係人、関係機関には質問だけで資料の提出はいらないのでしょうか。</p>
渡邊委員長	<p>これは、できるのでしょうか。 色々問題があるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>協力を求めることは可能かと思いますが、必要な書類の提出を求めることは難しいかもしれません。団体、国、県等になるかと思いますが、ご協力いただくことをお願いすることはできるかとは思っています。</p>
渡邊委員長	<p>法律の縛りとかありますから。</p>
徳永委員	<p>そうしますと、関係書類の提出、協力を求めることはできるということですか。</p>
坂本（秀）委員	<p>2番の記載案は、あくまでもお願いする規定です。具体的には個人情報になりますので、質問事項の文言をいれたとしてもいいと思います。事案を解決するためには入れておいた方がいいと思います。任意であっても書類の提出・協力を求めると入れておいた方が、調査しやすいと思います。他の自治体には記載してありませんが、よりオンブズマンにとっては調査しやすいかと思えます。</p>
渡邊委員長	<p>解決したからといっても相手に対する義務はありませんから。</p>
事務局	<p>書類の提出・協力を求めることができるという表現にします。</p>
渡邊委員長	<p>それではそのような方向でお願いします。次No.21です。</p>
事務局	<p>専門調査員です。専門調査員は必要か。専門調査員の地方自治法上の身分は何か。人数は何名とするか。専門調査員に必要な待遇条件はというこ</p>

	とで条例記載案は、オンブズマンの職務に関する事項を調査するための専門調査員の配置をする。運用方法ですが、「専門調査員」は、地方自治法第174条に規定する「専門調査員」で非常特別職の職員となる。オンブズマン1名に対し1名を配置する。運用課題としまして、専門調査員の待遇条件については、その職務にふさわしい相当額を支給できるよう配慮するとしております。
渡邊委員長	よろしいでしょうか。それでは次のNo.22です。
事務局	勧告・意見表明についてです。苦情等の調査結果による勧告・意見表明の必要性、勧告・意見表明に対する市の機関の尊重の意義を論点としております。条例記載案としまして、オンブズマンは、苦情調査の結果、必要があると認めるときは下記の権限を職務行使できる。市の機関に対し是正の措置を講ずるよう勧告することができる。市の機関に対し制度の改善を求める意見表明をすることができる。2)市の機関は勧告・意見表明を尊重しなければならないとしております。
渡邊委員長	いかがでしょうか。それでは、No.24です。
事務局	勧告等の公表です。勧告、意見表明報告内容の一般公表の必要性。条例記載案としましては、オンブズマンは勧告、意見表明又は報告の内容を公表する。その公表に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならないとしています。
渡邊委員長	いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次No.25です。
事務局	オンブズマンの活動状況報告等です。活動状況報告書の作成及び公表の必要性ですが、条例記載案としまして、オンブズマンは毎年、運営状況について市長及び議会に報告するとともにこれを公表するとしています。
渡邊委員長	状況報告について市長及び議会への報告、それを公表するというのですが、いかがでしょうか。
柳楽委員	オンブズマンの周知に関しては、条例ができるまでどれだけ周知しても興味がないと関心を持たないと思うのです。実際、運用開始され、経過を報告する方が市民にとっては、どのように運用されどのように効果があるかわかるかと思えます。報告が市長及び議会だけではなく、市民への報告する場を、オンブズマンを育てる意味でも設けた方がいいと思えます。オンブズマンが報告するのではなくオンブズマンと市が協力してそういう報告会をするという形にしたらどうでしょうか。
渡邊委員長	オンブズマン組織が何らかの場を設けて報告するという意味ですか。
柳楽委員	そういう形でもいいですし、市の附属機関でもあることからオンブズマンと市が主体として周知活動を通じて報告会をするというのがいいと思えます。そうすると身近に感じられると思えます。以前、保健所の医療相

	<p>談窓口で相談事案をまとめ、その事案を検討する委員会があったのですが、このような報告会をすることによりオンブズマンを育てることになるかと思います。</p>
徳永委員	<p>報告書を作成するとあるが、オンブズマン制度には監視機能もあるので月1回ホームページ上でも広く周知し、活動状況を公表されるといいと思います。業務上の忙しさもあるかとは思いますが、それが惹いては、監視・抑止にも繋がるのではないかとも思います。</p>
渡邊委員長	<p>広報の方法ですが、ホームページだけでもいいのでしょうか。</p>
柳楽委員	<p>ホームページは、利用される方が限られていると思います。そうではない形で、市政だよりも掲載しますが、もっと取り組んだ内容だとか含めて報告会をすることでそこに信頼関係が生まれてくると思います。</p>
徳永委員	<p>ホームページは手法の一つであり、最終的には信頼関係が目的ですし、安心安全な市民社会にすることも目的ですのでそれに対し、どのように組み立てていくかが大切だと思います。</p>
渡邊委員長	<p>全市民ということですが、市政よりは全戸配布だと思いますが、それ以外にも考えられますか。</p>
柳楽委員	<p>それ以外にもっと身近に考えられるような場を設けられたらいいと思います。報告だけでもいいと思うのですが。</p>
渡邊委員長	<p>オンブズマンが出席して市民との意見交換会をするということでしょうか。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>オンブズマンにご協力いただき、周知に努めるということですが、検討委員会の意見としてオンブズマンに苦情処理以外の職務にはなりますが、公表の場を設けてお話することはできるかとも思いますが。</p>
柳楽委員	<p>職務は決定しているので、市がオンブズマンを育てるという形で報告会をしていただきたいのです。</p>
事務局	<p>報告書を提出するだけではなく、より具体的な報告会等を市が主体として実施するのであれば、可能だと思います。</p>
柳楽委員	<p>市民参加で、報告等を行う機会を設けてもらいたい。</p>
渡邊委員長	<p>オンブズマンの条例規定になるかどうかは検討しなければなりません。市民からシンポジウムからの依頼があればオンブズマンも出席は可能かと思います。他都市ではそのような規定はないかと思います。</p>
事務局	<p>事務局としては、今の柳楽委員の話は、規定ではなく指針・方向性としてご意見を取り入れたいと考えます。</p>
柳楽委員	<p>他都市の中には、この制度がたち消えになったとも聞いております。一方通行だとそういうことになりがちなのかとも思うし、またせつかくこの制度がもったいないとも思います。そのような会があればオンブズマン</p>

	を育てる一つの手法として実施していただきたいと思います。
坂本（孝）委員	公表については、今まで議論した中で三段階ありましたが、節目で実施していくこととなります。市民の方に活動状況を周知するのは、とても大事なことではありますが、実施方法を考えなければならないと思います。先ほど、8ページを議論しましたが、市の機関の責務として柳楽委員からお話いただきましたが、他都市でも制度周知については、さまざまな方法で行われています。それはオンブズマン事務局だけではなくオンブズマンと連携しながら行う方法等、十分配慮が必要かと思われます。ただ、オンブズマンが制度を運用しても相談が非常に多いとは限りませんが、最低年1回は市長・議会には業務報告しなければならないという義務を課すという条文ですので、そういう意味での必要性があるのかと思います。そこは三段階に分けて公表するという方法でもいいかと思います。委員の言われる必要性は十分理解しております。
柳楽委員	熊本市では「市長への手紙」が多いので、オンブズマン制度を利用される方が多いのではないかと思います。それをもっと広げる方法として会を設けたりできないかと考えました。そうすることで信頼関係を築いていけると思うので条文化できないかと思いました。
渡邊委員長	運用ではいかがでしょうか。
事務局	指針という形はどうでしょうか。前回検討もしておりますし貴重なご意見として入れさせていただきます。また、徳永委員のご提案ですが毎月の進捗状況の報告につきましても、オンブズマンのホームページは開設いたしますので、タイムリー的な情報はホームページで掲載していきたいと思っております。
徳永委員	個人情報等がありますので、そこを工夫して情報提供していただきたいと思っております。
坂本（孝）委員	川崎市では、子ども達の集まる場所にオンブズマンが出向き、様々な案件を説明をしたり等、小さい時期からオンブズマンの知識を身に着ける方法を行っています。調査中である案件の周知はできませんし、できるだけ効果的な方法、育てる方法等難しいかと思いますが、どこまで可能なのか考える必要があると思います。
渡邊委員長	調査が終了した段階でないとも報告もできないからですね。
柳楽委員	一般の市民にとっては、問題解決というと意見表明、勧告だけなので、そんな大きな問題でないとも相談できないのかと思ってしまいます。もっと身近な問題もあるので意見表明や勧告にならなくても個人情報保護の範囲の中で伝えられる機会があればいいと思います。
事務局	その部分につきましては、検討させていただきたいと思っております。

渡邊委員長	それでは、最後になりますでしょうか No.26です。
事務局	事務局の機能ですが、事務局はオンブズマン専任の組織としての位置づけでいいのか。事務局はオンブズマンを補佐するための事務的な役割であると考えでいいのか。設置場所は、独立性を高めるために庁舎外の設置がいいのか。これにつきましては事務局の組織としまして、オンブズマンに関する事務を処理するため、事務局を置くとしています。運用課題としまして、市長部局下であるが独立した組織である。ラインのことですのでなかなか難しいところでもあります。また、事務局の役割としては、オンブズマンの事務的補佐する職務である。設置場所としては、客観的独立性を高めるため、本庁舎外に設置することが望ましいという考え方ですが、方向性についてはご了承いただいたものとしております。
渡邊委員長	事務局の機能ですが、よろしいでしょうか。 では、前回出た意見項目について検討してきましたけれども、次は、条例素案について検討していただきたいと思います。その条例素案につきましては、各委員の意見等を勘案しながら委員長私案として委員会に提出し、その案を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。それでは、そのような形でいきたいと思います。 それでは、検討していただきました議事が全て終了いたしました。
事務局	それでは、委員長私案につきましては、1ヶ月半程度の期間を要するかと思いますが、よろしいでしょうか。第4回検討委員会につきましては、またご連絡させていただきます。
渡邊委員長	少し時間をいただきたいと思います。他になにかご意見がございますか。 それでは、これで第3回検討委員会を終了いたします。
事務局	これを持ちまして、第3回検討委員会を終了させていただきます。 ありがとうございました。